公　　告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和８年３月６日

収支等命令者
唐津特別支援学校長　柿原　章男

１　一般競争入札に付する事項

（１）品名及び数量　プロパンガス　い号（単価契約）
１０，６８８㎥（令和８年度年間見込み数量）

（２）納入期日　発注後翌日

（３）納入場所　佐賀県立唐津特別支援学校　佐賀県唐津市山本788番地12ガスバルク施設
佐賀県立唐津特別支援学校好学舎分校　佐賀県唐津市双水2787番地1ガスボンベ保管庫

（４）契約期間　契約締結日～令和9年3月31日

２　入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

（１）物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第 1 条に規定する入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。

（２）緊急対応のため、唐津市内・伊万里市内・多久市内のいずれかに本店、支店、又は営業所を有すること。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（５）開札の日の 6 ヶ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

（６）佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負･委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

（７）県内企業（県内に本店を有する。県内に支店等を有し、かつ県内従業員比率が 50%以上又は県内従業員数 50 人以上。又は勧誘企業。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第 2 条第 4 項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る））であること。

（８）本校への納品は、タンクローリー車でガスバルク施設（貯蔵能力 2,846 ㎏）へ納入するこ

と。分校への納品はガスボンベ（20kg×2 本）を納入すること。

（９） 納品にあたっては、火気等危険が及ばないように万全を期すこと。

（10）ガスバルク施設に、常時、集中監視システムを取り付けることのできる者であること。

（11）ガスバルク施設の異常時、原則として 30 分以内に対応できる者であること。

（12）自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、又はイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３ 入札参加資格を得るための申請の方法

上記２（１）の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入のうえ、提出してください。なお、提出方法は、佐賀県ホームページの記載に従ってください。

①　入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

〒840－8570

佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当

電話 0952-25-7194　　E-mail:soumujimu@pref.saga.lg.jp

②　申請書様式の入手先

佐賀県ホームページ　　http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00326503/index.html

４　入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加届」及び「営業概要書」を令和８年３月１９日（金）16 時までに下記提出先へ提出（郵送可ただし必着）してください。

なお、「入札参加届」及び「営業概要書」を提出した後、入札に参加しない場合は辞退届を書面で提出してください。

また、「入札参加届」及び「営業概要書」に記載された個人情報については、プロパンガス単価契約入札事務の適正な執行のために使用します。

【提出先】　〒847－0002　佐賀県唐津市山本７８８番地１２

佐賀県立唐津特別支援学校　事務室

電話 0955-78-2394

５　入札書の提出場所等

（１）契約条項を示す場所、入札関係書類の交付場所及び問い合わせ先

前記４の提出先に同じ

（２）　入札関係書類の交付方法

令和８年３月６日から令和８年３月２３日までの期間、佐賀県教育委員会ホームページ（http://www.pref.saga.lg.jp/）に掲載します。

（３）入札説明会の日時及び場所

実施しません。

（４）入札及び開札の日時並びに場所

ア　日　　時　　令和８年３月２３日（月）１３時３０分

イ　場　　所　　佐賀県唐津市山本７８８番地１２

佐賀県立唐津特別支援学校 視聴覚室

ウ　入札方法　　入札者の直接持参による入札

（５）開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない学校職員を立ち会わせて行います。

６　その他

（１）入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

佐賀県財務規則（平成４年佐賀県規則第３５号）第 103 条第 3 項第 2 号の規定により免除します。

② 契約保証金

佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号の規定により免除します。

（２）入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1m³当たりの単価とし、消費税及び地方消費税額を含まない金額とします。入札金額は、10 銭単位までとします。

（３）入札の無効　次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア　参加する資格のない者

イ　当該入札について不正行為を行った者

ウ　入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ　入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ　入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ　入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

キ　民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により取り消すことが認められるも

のを提出した者

ク　１人で２以上の入札をした者

ケ　代理人でその資格のない者

コ　上記に揚げるもののほか、競争の条件に違反した者

（４）入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ　天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

ウ　令和８年２月の定例県議会において、令和８年度予算が成立しないとき。この場合は、佐賀県教育委員会のホームページにより掲載する。

（５）契約書作成の要否　　要

（６）落札者の決定方法

①　予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行ない、入札参加資格を有している場合に落札者とします。

②　落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行ない、落札者の決定まで同様に繰り返します。

③　予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。この場合に おいて、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない学校職員にくじを引かせるものとします。

④　第一回目の開札の結果、落札者がないときは直ちに再度入札（第一回目を含めて二回を限度とします。）を行います。

７　特記事項

（１）契約締結時におけるタンク内の残量を令和７年度単価契約業者の保有として確定させ、その残量の対応については、令和７年度単価契約業者と令和８年度単価契約業者との二者間で協議を行ってください。

（２）翌年度についても同様の方法により二者間で協議を行ってください。

（３）当該入札に定めのない事項については佐賀県財務規則の定めによるものとします。

（４）仕様書等に対して質問がある場合は、令和８年３月１８日（水）正午までに、上記４の担当所属あて FAX かメールにて提出してください（様式は任意）。なお、この場合は、令和８年３月１９日（木）までに全入札参加者あて回答を行うものとします。

８　プロパンガス設備等の保安業務については、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の規定によるものとする。また、落札者が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定により佐賀県知事に対して貯蔵施設等設置許可申請書を提出して許可を受ける必要がある場合など申請手数料の負担が必要になる場合があります。

9　問い合わせ先

佐賀県立唐津特別支援学校　事務室
TEL：0955-78-2394　FAX：0955-70-3350
メール：karatsushien@pref.saga.lg.jp